

契約約款改正一覧

【新契約約款適用日】 平成 30 年 4 月 1 日

【改正内容】 下表追加改正一覧に記載します。ただし一覧には条文の大幅な変更及び追加・削除個所について記載しており、約款内の平仄の整理、平仮名・漢字の変換、文体の統一、条文項文の追加に対する条数項数の変更などは記載しておりませんので、添付の改正約款をご確認下さい。

【一覧表内説明】

- ・追加改正一覧において、「現行」欄に下線が引かれている該当部分は改正箇所を示しております。
- ・追加改正した内容は「改正」欄に赤字及び下線にて記します。
- ・改正部分以外は「(略)」と記載しております。
- ・追加した項目は、現行部・改正部に「(新設)」と記載しております。

追加改正一覧

改 正	現 行
<p>第 1 条 (契約約款の適用)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 当社は、本サービスを利用する際の通話や、CTI制御に係わるインターネット通信のために必要となる通信回線に関しては、各々のサービスを提供する電気通信事業者あるいはブロードバンド事業者の契約約款に従うものとします。</p>	<p>第 1 条 (契約約款の適用)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 当社は、本サービスを利用する際の通話や、CTI制御に係わるインターネット通信のために必要となる利用通信回線に関しては、各々のサービスを提供する電気通信事業者あるいはブロードバンド事業者の契約約款に従うものとします。</p>
<p>第 3 条 (用語の定義)</p> <p style="text-align: center;">(略) 表内</p> <p>(新設)</p> <p>8 取引時確認等 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (以下「犯罪収益移転防止法」という) 4条に基づく取引時確認等</p>	<p>第 3 条 (用語の定義)</p> <p style="text-align: center;">(略) 表内</p> <p>(新設)</p>
<p>第 4 条 (基本機能の提供)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 利用契約者のコンタクトセンターに設置されたPCに以下のクライアントモジュールの中から必要なものを選択しインストールします。これらの最新モジュールの入手方法は、当社が別途指定するURLからダウンロードして行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT-e1 Suite (管理者用ツール) ・AgentBar (エージェント操作画面) ・CT-e1 tools (CT-e1を使用する環境を構築するためのツール) 	<p>第 4 条 (基本機能の提供)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 利用契約者のコンタクトセンターに設置されたPCに以下のクライアントモジュールの中から必要なものを選択しインストールします。これらの最新モジュールの入手方法は、当社のホームページからダウンロード願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT-e1 Suite (管理者用ツール) ・Agent Panel (汎用エージェント操作画面) ・CT-e1 salesforce Adapter (セールスフォースとCTI連携アダプタ)

<p>※<u>CT-e1 salesforce Adapter部 削除</u></p>	<p>・CT-e1 tools (CT-e1を使用する環境を構築するためのツール)</p>
<p>第5条 (付加機能の提供)</p> <p>当社が提供する付加機能は以下のとおりです。</p> <p><u>(1) 通話録音配送サービス</u></p> <p>※<u>通話録音保存領域の拡張サービスを削除</u></p> <p>※<u>本サービスの付加機能については「CT-e1/SaaS機能説明書」を当社ホームページに掲載しています。を削除</u></p>	<p>第5条 (付加機能の提供)</p> <p>当社が提供する付加機能は以下のとおりです。本サービスの付加機能については「CT-e1/SaaS機能説明書」を当社ホームページに掲載しています。</p> <p><u>(1) 通話録音保存領域の拡張</u></p> <p><u>(2) 通話録音情報配送サービス</u></p>
<p>第7条 (責任および保証の限定)</p> <p>(略)</p> <p>3. 利用契約者が、本サービスを利用中に、音声通信環境を変更しようとする場合には、<u>変更の</u>1ヶ月以上前に当社に対し連絡し、<u>動作確認</u>を得るものとします。<u>動作確認</u>なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止について当社は<u>一切の責任を負いません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第7条 (責任および保証の限定)</p> <p>(略)</p> <p>3. 利用契約者が、本サービスを利用中に音声通信環境を変更しようとする場合には、1ヶ月以上前に当社に対し連絡し、<u>許可</u>を得るものとします。<u>許可</u>なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止に当社は責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第9条 (本契約の申込)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 申込者は、当社名義の電話回線を連絡先の電話番号として利用する場合、犯罪収益移転防止法に基づき当社所定の様式にて取引時確認等のための確認書類を次の書類とともに当社等に提出若しくは提示します。</u></p> <p><u>(1) 法人登記事項証明書原本 (発行日より6ヶ月以内)</u></p> <p><u>(2) 法人印鑑登録証明書原本 (発行日より6ヶ月以内)</u></p> <p><u>(3) その他取引時確認等が可能な書類等の提示</u></p>	<p>第9条 (利用契約の申込)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第10条 (申込の不承諾)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が希望する本サービスの提供内容が、<u>当社にとって</u>、技術上著しく困難なとき。</p>	<p>第10条 (申込の不承諾)</p> <p>当社等は次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が希望<u>されている</u>本サービスの提供 内容が、<u>本サービスを提供する上で</u>、技術上著しく困</p>

<p>(2) 申込者が、<u>第21条（サービスの料金および初期導入設定に関する費用）に定める料金</u>その他の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。</p> <p>(4) 申込者が本約款に違反するおそれがあると判断したとき。</p> <p>(5) <u>第9条2項による申込者の取引時確認等ができないとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※（5）（新設）</p>	<p>難なとき。</p> <p>(2) 申込者が、<u>本サービスに係る料金</u>その他の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。</p> <p>(4) 申込者が本約款に違反する恐れがあると判断した場合。</p> <p>(5) その他、利用契約の締結が不適当と判断した場合。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※（5）（新設）</p>
<p>第11条（契約の成立と利用開始日）</p> <p>本契約は、本サービスの利用申込みに対して、<u>当社</u>がこれを承諾した時に成立するものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用開始日は、<u>当社が受領した申込書に追記する本稼働開始日の属する月の初日</u>とします。また、<u>本サービスの提供開始及び、第12条（申込書記載事項の変更）により特定のサービスが追加された場合において、当該サービスを月の途中から提供する場合にも当該利用月の初日を利用開始日とします。</u></p>	<p>第11条（契約の成立と利用開始日）</p> <p>利用契約は、本サービスの利用申込みに対して、<u>当社等</u>がこれを承諾した時に成立するものとします。</p> <p>2. 本サービスの<u>提供を開始する利用開始日</u>は月の初日とします。また、<u>第12条（申込書記載事項の変更）により特定のサービスが追加された場合において、当該サービスを月の途中から提供する場合には当該利用月の初日を利用開始日とします。</u></p>
<p>第12条（申込書記載事項の変更）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 利用契約者は、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、利用契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更の希望日の1ヶ月前までに当社等に提供するものとします。ただし、利用契約者が1つのサービス品目のみを利用している場合<u>の解約は、第19条の解約手続によることとします。</u></p> <p>5. 当社等は、第10条（申込の不承諾）の規定に準じ、<u>利用契約者の本条に基づく追加・変更請求を</u>承諾しないことがあります。この場合、当社等は、当該利用契約者に対し当社の定める方法によりその旨通知します。</p> <p>6. 利用契約者は、サービス利用通信回線等に係る回線種別、終端の場所等に変更が生じISP事業者およびブロードバンド事業者等<u>に対し</u>契約変更の申込みを行う場合、その内容について<u>変更予定日の1ヶ月前</u>までに当社等へ届け出るものとします。</p> <p>7. 当社等は、<u>利用契約者から</u>本条に定める<u>変更等に必要</u></p>	<p>第12条（申込書記載事項の変更）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 利用契約者は、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、利用契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更の希望日の1ヶ月前までに当社等に提供するものとします。ただし、利用契約者が1つのサービス品目のみを利用している場合は、<u>サービス品目の解約を行うことが出来ません。</u></p> <p>5. 当社等は、第10条（申込の不承諾）の規定に準じ、変更請求を承諾しない場合があります。この場合、当社等は、当該利用契約者に対し当社の定める方法によりその旨通知します。</p> <p>6. 利用契約者はサービス利用通信回線等に係る回線種別、終端の場所等に変更が生じISP事業者およびブロードバンド事業者等<u>との</u>契約変更の申込みを行う場合、その内容について<u>事前</u>に当社等へ届け出るものとします。</p> <p>7. 当社等は、本条に定める<u>提出または届出のあった事項を証明する書類を提示していただく</u>ことがあります。</p>

<p><u>な書類の提出がされた場合、変更届出等のあった事項を証明する書類を提出していただくことがあります。</u></p>	
<p>第13条（利用契約者の名義の変更）</p> <p>利用契約者がその本契約の名義を変更する場合には、当社所定の書面に、名義の変更を証明する書類を添えて、当社等に届けていただきます。<u>この際、第9条（本契約の申込）第2項に規定する取引時確認等の手続きが必要となる場合があります。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第13条（利用契約者の名義の変更）</p> <p>利用契約者がその利用契約の名義を変更する場合には、当社所定の書面に、名義の変更を証明する書類を添えて、当社等に届けていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第14条（利用契約者の地位の承継）</p> <p>相続または法人の合併若しくは分割により、利用契約者の地位の<u>承継</u>があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面に、<u>承継を証明する書類</u>を添えて当社等に届け出るものとしします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社等は、その地位を<u>承継</u>した者のうち1人を代表者として取り扱います。</p>	<p>第14条（利用契約者の地位の承継）</p> <p>相続または法人の合併若しくは分割により利用契約者の地位の<u>継承</u>があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面に<u>これを証明する書類</u>を添えて当社等に届けていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. 第2項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社等は、その地位を<u>継承</u>した者のうち1人を代表者として取り扱います。</p>
<p>第16条（当社が行う本サービス提供の停止）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（3）第31条（利用契約者の維持責任）、第43条（禁止事項）、第44条（利用契約者の責任と義務）、第46条（著作権）の規定に違反したとき。</p> <p><u>※第42条（機密保持）削除</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 当社は、<u>利用契約者</u>が本約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第20条（当社が行う利用契約の解除）の適用にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。</p>	<p>第16条（当社が行う本サービス提供の停止）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（3）第31条（利用契約者の維持責任）、<u>第42条（機密保持）</u>、第43条（禁止事項）、第44条（利用契約者の責任と義務）、第46条（著作権）の規定に違反した場合</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. <u>当社は、本約款</u>に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第20条（当社が行う利用契約の解除）の適用にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。</p>

<p>第20条(当社が行う本契約の解除)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。</p> <p><u>(1) 本約款の各条項を遵守せず、本契約に違反したとき。</u></p> <p>(2) 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)により本サービスの提供を停止された利用契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しないとき。</p> <p>(3) 第34条(付加機能の停止)により付加機能の提供を停止された利用契約者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しないとき。</p> <p>(4) 当社、利用契約者のいずれの責めにも帰することのできない事由により、SaaSサーバ設備、サービス利用回線の変更を余儀なくされ、かつ当該設備、回線の代替構築が困難なとき。</p> <p>(5) 利用契約者が本サービスを利用している建物、構築物において、当該建物、構築物の<u>利用権限にかかる契約</u>が解約されたとき。</p> <p>(6) 利用契約者に、<u>支払停止</u>、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき、またはこれに類する事由が生じたとき。</p> <p><u>(7) その他前各号に準じるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。</u></p> <p>※(1)(7)の新設</p>	<p>第20条(当社が行う利用契約の解除)</p> <p>当社等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により本サービスの利用を停止された利用契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合</p> <p>(2) 第34条(付加機能の停止)の規定により特定の付加機能の利用を停止された利用契約者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合</p> <p>(3) 当社、利用契約者のいずれの責めにも帰することのできない事由によりSaaSサーバ設備、サービス利用回線の変更を余儀なくされ、かつ当該設備、回線の代替構築が困難な場合</p> <p>(4) 利用契約者が本サービスを利用している建物、構築物において、建物、構築物に関する<u>基本契約</u>が解約された場合</p> <p>(5) 利用契約者に仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあった場合またはこれに類する事由が生じた場合</p> <p>※(1)(7)(新設)</p>
<p>第6節 <u>本サービスの料金等</u></p> <p>第21条(サービスの料金および初期導入設定に関する費用)</p> <p>当社が提供する本サービスに係わる料金<u>(以下「利用料金」という)</u>は、別紙料金表第1(基本料金)、料金表第2(付加機能料金)および料金表第3(通話料金)に規定する料金とします。</p> <p>2. 当社が提供する本サービスに係わる初期導入設定に関する費用は、別紙料金表第4(初期導入設定に関する費用)に規定する初期導入設定費とします。</p>	<p>第6節 料金等</p> <p>第21条(サービスの料金および初期導入設定に関する費用)</p> <p>当社が提供する本サービスに係わる料金は、別記料金表第1(基本料金)、料金表第2(付加機能料金)および料金表第3(通話料金)に規定する料金とします。</p> <p>2. 当社が提供する本サービスに係わる初期導入設定に関する費用は、別記料金表第4(初期導入設定に関する費用)に規定する初期導入設定費とします。</p>

第2 2条 (利用契約者の支払い義務)

利用契約者は、その契約内容に応じ、第2 1条 (サービスの料金および初期導入設定に関する費用) で規定する 利用料金等を当社等に支払う義務を負います。 なお、第1 2条 (申込書記載事項の変更) により、本契約の内容が変更されたときは、利用契約者は変更後の契約内容に応じ第2 1条 (サービスの料金および初期導入設定に関する費用) で規定する利用料金等を当社等に支払う義務を 負います。

2. サービスの料金等のうち、利用料金の支払い義務は、第1 1条 (契約の成立と利用開始日) に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 第1 6条 (当社が行う本サービス提供の停止) により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間についても、利用契約者は利用料金を支払います。
4. 第1 7条 (当社が行う本サービス提供の休止) により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間 についても、利用契約者は利用料金を支払います。
5. 第1 8条 (本サービス利用の一時中断)、第3 6条 (付加機能の一時中断) により、本サービスの提供が一時中断された場合における当該一時中断期間 についても、利用契約者は利用料金を支払います。
6. 本条第3項、第4項および第5項の規定のほか、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中 についても、利用契約者は利用料金を支払います。

(表内)

区分

- 1 利用契約者の責めによらない事由により 本サービスを全く利用できない状態 (当該サービスまたは付加機能に係るSaaSサーバ設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下 本表において同じ。) が生じた場合 (本表2. 欄に該当する場合およびサービス利用回線に起因する事象により全く利用できない状態になる場合を除きます。) にそのことを当社が知った時刻から起算して8時間以上その状態が 継続したとき。
- 2 当社の故意または重大な過失により、本サービスまたは付加機能を全く利用できない状態が連続2時間以上

第2 2条 (利用契約者の支払い義務)

利用契約者は、その契約内容に応じ、第2 1条 (サービスの料金および初期導入設定に関する費用) で規定する 料金等を当社等に支払う義務を負うものとします。 なお、第1 2条 (申込書記載事項の変更) の規定により利用契約者の契約内容が変更されたときは、利用契約者は変更後の契約内容に応じ第2 1条 (サービスの料金および初期導入設定に関する費用) で規定する料金等を当社等に支払う義務を 負うものとします。

2. サービスの料金等のうち、利用料金の支払い義務は、第1 1条 (契約の成立と利用開始日) に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 第1 6条 (当社が行う本サービス提供の停止) の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間は、当該サービスが利用されていたものとし支払いを要します。
4. 第1 7条 (当社が行う本サービス提供の休止) の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間は、当該サービスが利用されていたものとし支払いを要します。
5. 第1 8条 (本サービス利用の一時中断)、第3 6条 (付加機能の一時中断) の規定により、本サービスの提供が一時中断された場合における当該一時中断期間は、当該サービスが利用されていたものとし支払いを要します。
6. 第3項、第4項および第5項の規定のほか、次の場合を除いて、本サービスを利用できなかった期間中は、当該サービスが利用されていたものとし支払いを要します。

(表内)

区別

- 1 利用契約者の責めによらない事由により その本サービスを全く利用できない状態 (当該サービスまたは付加機能に係るSaaSサーバ設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下 この表において同じとします。) が生じた場合 (2. 欄に該当する場合およびサービス利用回線に起因する事象により全く利用できない状態になる場合を除きます。) にそのことを当社が知った時刻から起算して8時間以上その状態が 連続した

<p>継続したとき。</p> <p>(略)</p> <p>8. <u>当社が初期導入設定に着手した後、完了前に本契約が解除等により終了したときは、終了時までに当社が初期導入設定に要した費用については、利用契約者の負担とします。この場合、利用契約者は、その費用の額に消費税相当額を加算した額を当社に支払います。</u></p>	<p>とき。</p> <p>2 当社の故意または重大な過失により、その本サービスまたは付加機能を全く利用できない状態が連続2時間以上継続したとき。</p> <p>(略)</p> <p>8. <u>利用契約者は、初期導入設定の着手後完了前に解除等があったときは、解除等があったときまでに着手した初期導入設定の部分について、その初期導入設定に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</u></p>
<p>第23条（サービスの料金等の請求時期および支払期日等）</p> <p>当社等は、<u>本契約成立後、利用料金等を</u>、別紙料金通則に従い利用契約者に請求します。</p> <p>2. 前項の規定により<u>利用料金</u>等の請求を受けた利用契約者は、別紙料金通則に<u>従い</u>当該サービスの料金等を支払うものとします。</p>	<p>第23条（サービスの料金等の請求時期および支払期日等）</p> <p>当社等は、<u>利用契約成立後、サービスの料金等を</u>、別記料金通則の定めにより利用契約者に請求します。</p> <p>2. 前項の規定により<u>サービスの料金等の</u>請求を受けた利用契約者は、別記料金通則の定めにより、当該サービスの料金等を支払うものとします。</p>
<p>第24条（本契約の終了に伴うサービスの料金等の精算方法）</p> <p>第20条（当社が行う本契約の解除）<u>により</u>、月の途中で本契約が解除された<u>場合でも</u>、<u>利用料金</u>等は第20条（当社が行う本契約の解除）に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとします。</p>	<p>第24条（利用契約の終了に伴うサービスの料金等の精算方法）</p> <p>第20条（当社が行う利用契約の解除）<u>の規定により</u>、月の途中で利用契約が解除された時は、<u>サービスの料金</u>等は第20条（当社が行う利用契約の解除）に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとします。</p>
<p>第26条（延滞利息）</p> <p>利用契約者が、<u>利用料金</u>その他の債務（遅延利息を除きます。）について支払期日を経過しても<u>支払いをしない</u>場合には、支払期日の翌日から<u>支払済み</u>までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社等が指定する期日までに支払っていただきます。</p>	<p>第26条（延滞利息）</p> <p>利用契約者は、<u>料金</u>その他の債務（遅延利息を除きます。）について支払期日を経過しても<u>なお支払いがない</u>場合には、支払い期日の翌日から<u>支払いの日の前日</u>までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社等が指定する期日までに支払っていただきます。</p>

<p>第27条（相殺）</p> <p>利用契約者および当社等は、相手方より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、相手方の自己に対する金銭債権と <u>対当額</u>にて <u>相殺する</u> ことができるものとします。</p> <p>2. 前項の相殺の都度、相殺する額の領収書を交換することとします。ただし、これに代えて相手方に対して相殺額の明細を書面で通知すること <u>でも足りるものとします</u>。</p>	<p>第27条（相殺）</p> <p>利用契約者および当社等は、相手方より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、相手方の自己に対する金銭債権と <u>対等額</u>にて <u>相殺をする</u> ことができるものとします。</p> <p>2. 前項の相殺の都度、相殺する額の領収書を交換することとします。ただし、これに代えて相手方に対して相殺額の明細を書面で通知すること <u>によって相殺することができるものとします</u>。</p>
<p>第28条（施設の設置および費用負担）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 当社施設内に利用契約者の所有設備を設置する場合、<u>利用契約者はその設置に要する費用を負担します</u>。ただし、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。</p> <p>3. 利用契約者施設の設置工事を <u>当社が行った場合、利用契約者は当社に対し、その工事に要した費用を支払います</u>。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。</p> <p>4. 利用契約者は、利用契約者の各種変更の希望により、<u>当社の承諾を得て</u> 当社施設および利用契約者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。</p>	<p>第28条（施設の設置および費用負担）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 当社施設内に利用契約者の所有設備を設置する場合、<u>その設置に要する費用を利用契約者は負担するものとします</u>。ただし、<u>利用契約者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします</u>。</p> <p>3. 利用契約者施設の設置工事を <u>当社が行った場合には、利用契約者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします</u>。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。</p> <p>4. 利用契約者は、利用契約者の各種変更の希望により当社施設および利用契約者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。</p>
<p>第29条（施設の撤去および費用負担）</p> <p>第19条（利用契約者が行う本契約の解約）第1項および第20条（当社が行う本契約の解除）第1項、第2項 <u>により</u> 本契約が終了したときは、<u>当社は、当社施設内に利用契約者の所有設備が設置されている場合にはこれらを撤去します</u>。利用契約者はその撤去費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引き込み線も併せて撤去する場合、利用契約者はその撤去費用を負担するものとします。</p>	<p>第29条（施設の撤去および費用負担）</p> <p>第19条（利用契約者が行う利用契約の解約）第1項および第20条（当社が行う <u>利用契約の解除</u>）第1項、第2項 <u>の規定により</u> 利用契約が終了したときは、<u>当社は当社施設内に設置されている利用契約者の所有設備がある場合には撤去します</u>。なお、利用契約者はその撤去費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引き込み線も併せて撤去する場合、利用契約者はその撤去費用を負担するものとします。</p>
<p>第33条（付加機能利用の申込）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 利用契約者は、<u>第4条（基本機能の提供）に規定する基本機能</u>を申込むことなく付加機能を申込むことはできません。</p> <p>3. <u>当社は、第10条（申込の承諾）に準じ</u>、第1項の申込を承諾しないことがあります。この場合、利用契約者に</p>	<p>第33条（付加機能利用の申込）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 利用契約者は、<u>基本機能</u>を申込むことなく付加機能を申込むことはできません。</p> <p>3. <u>当社等は、第10条（申込の承諾）の規定に準じ</u>、第1項の申込を承諾しない場合があります。この場合、当社等は、当該利用契約者に対し当社の定める方法によ</p>

<p>対し、当社の定める方法によりその旨通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>りその旨通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>第40条 (利用契約者に係る情報の利用)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 利用契約者からの問合せ対応、当社サービスの利用に関する手続案内、または<u>利用契約者に対するサービス利用に係る情報の提供業務</u></p> <p>(略)</p> <p>2. <u>前項</u>に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者（販売代理店含む。）と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号。以下同じとします。）<u>第23条第5項各号</u>に定めるものをいいます。）を行う場合においては、利用契約者の情報を<u>前項</u>第1号から第6号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。</p> <p>3. <u>前項</u>の場合において、当社の統括情報資産管理責任者は、<u>利用契約者に係る情報</u>について責任を有するものとします。</p> <p>4. 利用契約者は、<u>本条</u>第1項から第3項に定めるところにより、当社が利用契約者に係る情報を利用することに同意するものとします。</p> <p>(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年4月18日総務省告示第152号）」<u>第14条</u>に定めるところにより、当社が定める「<u>個人情報保護方針</u>」（当社ホームページに掲載）をいいます。</p>	<p>第40条 (利用契約者に係る情報の利用)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 利用契約者からの問合せの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内、または<u>情報の提供の利用契約者に対する取扱い業務</u></p> <p>(略)</p> <p>2. <u>第1項</u>に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者（販売代理店含む。）と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律57号。以下同じとします。）<u>第23条第4項</u>に定めるものをいいます。）を行う場合においては、利用契約者の情報を<u>第1項</u>第1号から第6号（第1号については、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。</p> <p>3. <u>第2項</u>の場合において、当社の統括情報資産管理責任者は、<u>利用契約者に係る情報</u>について責任を有するものとします。</p> <p>4. 利用契約者は、第1項から第3項に定めるところにより当社が利用契約者に係る情報を利用することに同意するものとします。</p> <p>(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）」<u>第12条</u>に定めるところにより、当社が定める「<u>個人情報保護基本方針</u>」（当社ホームページに掲載）をいいます。</p>
<p>第41条 (通信の秘密)</p> <p><u>当社等</u>は利用契約者の通信の秘密を守ります。</p> <p>2. ただし、当社等は、法の定めに基づく<u>強制処分</u>が行われた場合には、当該法令および令状の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第41条 (通信の秘密)</p> <p><u>当社</u>は利用契約者の通信の秘密を守ります。</p> <p>2. 但し、当社等は、法の定めに基づく<u>強制の処分</u>が行われた場合には、当該法令および令状の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第42条 (機密保持)</p> <p>(略)</p> <p>2. ただし、当社等は、法の定めに基づく<u>強制の処分</u>が行われた場合には、当該法令および令状の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p>	<p>第42条 (機密保持)</p> <p>(略)</p> <p>2. 但し、当社等は、法の定めに基づく<u>強制の処分</u>が行われた場合には、当該法令および令状の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 当社は、<u>第41条（通信の秘密）第1項及び本条第1項の規定にかかわらず</u>、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者に、当社が業務上必要な利用契約者の情報を提供することがあります。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 当社は、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者に、当社が業務上必要な利用契約者の情報を提供することがあります。</p>
<p>第44条（利用契約者の責任と義務）</p> <p>利用契約者は、<u>本約款の各条項を遵守する義務を負います。</u></p> <p>2. 利用契約者は、本サービスの利用者に対して、<u>本約款の各条項を遵守させる義務を負います。</u></p> <p>3. 利用契約者は、本サービスを利用して当社所有の機器に保存、蓄積した情報に関し、全責任を負います。当社所有の機器に保存、蓄積した情報に起因する著作権やその他の事項に関する紛争が第三者との間に生じた場合、利用契約者は自己の責任と負担においてこれを解決するものとします。</p>	<p>第44条（利用契約者の責任と義務）</p> <p>利用契約者は本約款に定められた各事項を遵守する義務を負うこととします。</p> <p>2. 利用契約者は本サービスの利用者に対して、<u>本約款に定められた各事項を遵守させる義務を負うこととします。</u></p> <p>3. 利用契約者は本サービスを利用して、当社所有の機器に保存、蓄積した情報に関して全責任を負うものとする。当社所有の機器に保存、蓄積した情報に起因する著作権やその他の事項に関する紛争が第三者との間に生じた場合、利用契約者は自己の責任と負担において解決するものとします。</p>
<p>第47条（損害賠償の免責および特約事項）</p> <p>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（当該契約に係るSaaSサーバ設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第22条（利用料金の支払い義務）第6項の表1欄および2欄に規定する時間以上その状態が<u>継続</u>したときに限り、<u>当該利用契約者の損害を本条第2項、第3項の規定に従い賠償します。</u></p> <p>ただし、サービス利用回線に起因する事象により本サービスが全く利用できない状態と<u>なった場合</u>は、この限りではありません。</p> <p>2. 第22条（利用料金の支払い義務）第6項の表1欄の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が<u>継続</u>した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービスに係る月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。なお、本サービスの提供を受けることができなくなる以前の12ヶ月間に利用契約者が実</p>	<p>第47条（損害賠償の免責および特約事項）</p> <p>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（当該契約に係るSaaSサーバ設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第22条（利用料金の支払い義務）第6項の表1欄および2欄に規定する時間以上その状態が<u>連続</u>したときに限り、<u>当該利用契約者の損害を賠償します。</u></p> <p>ただし、サービス利用回線に起因する事象により本サービスが全く利用できない状態と<u>なる場合</u>は、この限りではありません。</p> <p>2. 第22条（利用料金の支払い義務）第6項の表1欄の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が<u>連続</u>した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービスに係る月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。なお、本サービスの提供をうけることができなくなる以前の12ヶ月間に利</p>

<p>際に当社等に支払った金額を損害賠償額の上限とします。</p> <p>(略)</p> <p>6. 利用契約者が、本サービスの利用に起因して損害（インターネット回線に起因する遅延により生じた損害、情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または利用契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれらに限定されません。）を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で規定する<u>責任以外の責任を負いません。</u></p> <p>7. <u>当社は、第16条（当社が行うサービス提供の停止）から第18条（本サービスの利用の一時中断）まで、第34条（付加機能の停止）から第36条（付加機能の一時中断）まで、第38条（付加機能の廃止）、および第48条（本サービスの廃止）により、本サービスの提供を停止、休止、一時中断、廃止したことによって、利用契約者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>8. 利用契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、利用契約者は自己の責任と費用において解決するものと<u>し、</u>当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>9. 利用契約者が、第43条（禁止事項）、第44条（利用契約者の責任と義務）、第46条（著作権）について過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、<u>当社は、</u>利用契約者に対し相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。</p> <p>10. 第19条（利用契約者が行う本契約の解約）および第20条（当社が行う本契約の解除）により<u>契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合、当社は、利用契約者に対し、相応の損害賠償を請求することができるものとします。ただし、当社の責めに帰す事由による場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>用契約者が実際に当社等に支払った金額を損害賠償額の上限とします。</p> <p>(略)</p> <p>6. 利用契約者が本サービスの利用に起因して損害（インターネット回線に起因する遅延により生じた損害、情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または利用契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれらに限定されません。）を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で規定する<u>責任をすべての責任とします。</u></p> <p>7. <u>当社は、第16条（当社が行うサービス提供の停止）及至第18条（本サービスの利用の一時中断）、第34条（付加機能の停止）及至第36条（付加機能の一時中断）、第38条（付加機能の廃止）、第48条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、一時中断、廃止したことによって、利用契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p>8. 利用契約者が本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、利用契約者は自己の責任と費用において解決するものと<u>します。</u>当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>9. 利用契約者が<u>第42条（機密保持）、</u>第43条（禁止事項）、第44条（利用契約者の責任と義務）、第46条（著作権）について過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、<u>利用契約者に対し相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。</u></p> <p>10. 第19条（利用契約者が行う利用契約の解約）および第20条（当社が行う利用契約の解除）の規定により<u>契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、利用契約者に対し相応の損害賠償を請求することができるものとします。ただし、当社の責めに帰す事由による場合はこの限りではないものとします。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p> <p>第50条（反社会的勢力の排除）</p> <p>当社及び利用契約者は、相手方に対し、本契約の成立をもって自己及び自己の役員等が、現在、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって</p>	<p>(新設)</p> <p>第50条（反社会的勢力の排除）</p>

も該当しないことを確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

(6) 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

(7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人

(8) その他前各号に準ずる者

2. 当社及び利用契約者は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び利用契約者は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部又は一部を停止し、又は相手方との契約の全部又は一部を解約することができるものとします。なお、甲及び乙は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認します。

4. 当社及び利用契約者は、自己（自己の役員等を含む。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害等を被った場合、相手方に生じた当該損害等を賠償する義務を負うことを確約します。

<p>別紙 料金通則 (料金の計算方法) (略)</p> <p>2 当社等は、当社等の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。</p>	<p>別記 料金通則 (料金の計算方法) (略)</p> <p>2 当社等は、当社等の業務上の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。</p>
<p>(消費税相当額の加算)</p> <p>5 第21条(サービスの料金および初期導入設定に関する費用)および第22条(利用契約者の支払い義務)の規定その他本約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別記料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算された額に消費税を加算した額とします。ただし、通話料金(外国との通信に係るものに限り、)に係るものについては、この限りではありません。</p> <p>※通話料金表を削除したため、当該関連箇所を削除</p>	<p>(消費税相当額の加算)</p> <p>5 第21条(サービスの料金および初期導入設定に関する費用)および第22条(利用契約者の支払い義務)の規定その他本約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別記料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算された額に消費税を加算した額とします。ただし、通話料金(外国との通信に係るものに限り、)に係るものについては、この限りではありません。</p> <p><u>この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。</u></p> <p><u>(注1)当社は、税抜価額を併記する場合、括弧内にその額を記載します。</u></p> <p><u>(注2)料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。</u></p>
<p>料金表 第1 基本料金 1 適用 (略)</p> <p>※区分内容表内 基本料金は、外線ライセンス、シートライセンス、<u>管理機能ライセンス、追加ユーザーライセンス</u>の4つのライセンス料からなり、利用契約者の請求に従いライセンスを提供し、そのライセンスの合計が適用されます。なお1シートライセンスに1ユーザー</p>	<p>料金表 第1 基本料金 1 適用 (略)</p> <p>※区分内容表内 基本料金は、外線ライセンス、シートライセンス、<u>管理ライセンス、ユーザーライセンス</u>の4つのライセンス料からなり、利用契約者の請求に従いライセンスを提供し、そのライセンスの合計が適用されます。なお1シートライセンスに1ユーザー</p>

<p>ライセンスが含まれます。 加えて1シートライセンスあたり8時間分の通話録音が可能です。</p>	<p>ザーライセンスが含まれます。 加えて1シートライセンスあたり8時間分の通話録音が可能です。</p>
<p>2 料金額 (1) ライセンス料 表内 <u>管理機能ライセンス</u> <u>追加ユーザーライセンス</u></p>	<p>2 料金額 (1) ライセンス料 表内 <u>管理ライセンス</u> <u>ユーザーライセンス</u></p>
<p>第2 付加機能料金 (1) 付加機能ライセンス料 表内 <u>※通話録音保存領域の拡大サービスの削除</u> (略)</p>	<p>第2 付加機能料金 (1) 付加機能ライセンス料 表内 <u>通話録音保存領域の拡大</u> (略)</p>
<p>第3 通話料金 1 通話料金の適用 本サービスの利用料金以外に、使用する外線ライセンスに対応した通話料金が必要となります。また通話に係る付加サービスを利用する場合も別途料金が必要となります。 通話料金及び付加サービス利用料金は各々のキャリアによって設定されております。 <u>※2料金額以下削除</u></p>	<p>第3 通話料金 1 通話料金の適用 本サービスの利用料金以外に、使用する外線ライセンスに対応した通話料金が必要となります。<u>当社が提供するフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の IP-Phone サービスを使用した場合の通話料金は次のとおりです。また、それ以外のキャリアサービスを使用する場合は各々のキャリアによって設定された通話料金が別途必要となります。</u> 2 料金額 (略)</p>
<p>第4 初期導入設定に関する費用 (略) <u>※料金表内単位の訂正</u> 外線ライセンス5、シートライセンス6、<u>管理機能ライセンス</u>1の範囲</p>	<p>第4 初期導入設定に関する費用 (略) <u>※料金表内単位の訂正</u> 外線ライセンス5、シートライセンス6、<u>管理ライセンス</u>1の範囲</p>

以上